

(参考) 愛称・ロゴマーク等の考え方

1. 通称

- 子どもの側に立ち、親と子どもを支援する、というプロジェクトの考え方を示したものの。

2. 愛称

- 未来そのものである子どもが、すくすくと確実に成長していくよう支援し、広くプロジェクトを普及させるため、通称に加え定めたもの。

3. ロゴマーク

- 悩んでいるのは1人ではない、ということイメージさせるため、複数のマークが集まったものとしている。
- プロジェクトの認知度を高めるため、プロジェクトに携わり、ひとり親家庭等を支援する全ての者（関係府省庁、地方公共団体、NPO法人等）が使用できる。
- 使用に当たっては、複数のマークのうち、1つのマークを単独で使っても差し支えない。ただし、ロゴマークのイメージを維持するため、可能な限り、形式や縮尺は変更せず使用する。

4. 相談窓口名

- ひとり親家庭等の生活・学び・仕事・住まいを社会全体で総合的に支援する窓口名として、プロジェクトの愛称と合わせた名称としたもの。
- 主に地方自治体のひとり親家庭支援の相談窓口が名乗ることを想定。
- 一方、支援を必要とするひとり親家庭等が行政の支援に確実につながるためには、自治体内の他の担当窓口や、NPO法人等の関係機関との連携も必要。このため、自治体のひとり親家庭等の相談窓口と連携して支援を行う窓口であれば、自治体内の他の窓口や、NPO法人等の関係機関の窓口も名乗ることが可能。

5. 相談員名

- プロジェクトの愛称・相談窓口名とも合わせた名称としたもの。
- 主に自治体のひとり親家庭等の相談窓口配置された母子・父子自立支援員が名乗ることを想定。
- 一方、支援を必要とするひとり親家庭等が行政の支援に確実につながるためには、自治体内の他の窓口の職員、NPO法人等の関係機関の職員の連携も必要。このため、自治体のひとり親家庭の相談窓口と連携して支援を行う窓口の者であれば、自治体内の他の職員や、NPO法人等の関係機関の者も名乗ることが可能。